

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和元年度特定公募型研究開発業務
（ムーンショット型研究開発）に
関する報告書及び同報告書に付する
文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）
第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書を、文部科学大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人科学技術振興機構 令和元年度特定公募型研究開発業務 （ムーンショット型研究開発）に関する 報告書及び同報告書に付する 文部科学大臣の意見

国立研究開発法人科学技術振興機構令和元年度特定公募型
研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書 1

国立研究開発法人科学技術振興機構令和元年度特定公募型
研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書に
付する文部科学大臣の意見 23

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和元年度特定公募型研究開発業務
（ムーンショット型研究開発）に関する
報告書

目 次

I. 令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書	5
II. 参考資料	9

資料 1	革新的研究開発推進基金補助金交付要綱（平成 31 年 3 月 13 日 文部科学大臣決定）
資料 2	国立研究開発法人科学技術振興機構革新的研究開発推進基金設置規程（平成 31 年 3 月 26 日 平成 31 年規程第 4 号）
資料 3	革新的研究開発推進基金の運用取扱規則（平成 31 年 3 月 26 日 平成 31 年規則第 5 号）
資料 4	参照条文等

I . 令和元年度特定公募型研究開発業務
(ムーンショット型研究開発) に関する報告書

令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）について

1. 基金の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、第4期中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、機構の業務内容や目的に照らし推進すると定められたことを受け、平成31年3月27日に、革新的研究開発推進基金補助金交付要綱（平成31年3月13日文科科学大臣決定）（資料1）に基づき800億円が機構に交付され、同日、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年12月13日法律第158号）第18条の3の規定及び国立研究開発法人科学技術振興機構革新的研究開発推進基金設置規程（平成31年3月26日 平成31年規程第4号）（資料2）に基づき、その全額をもって基金が造成された。また、平成31年4月19日には、同様に、16億円が機構に交付され、基金が造成された。

2. 基金の管理体制等

特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）（以下「業務」という。）を適切に執行するため、平成31年4月1日にムーンショット型研究開発制度推進準備室を改組し、挑戦的研究開発プログラム部を発足させ、体制・関係規程等の整備を平成30年度に引き続き実施し、業務に必要な準備を行った。

基金の運用については、平成30年度に「革新的研究開発推進基金の運用取扱規則」（平成31年3月26日 平成31年規則第5号）（資料3）を制定し、安全性の確保を最優先に、流動性の確保及び収益性の向上を原則とした取扱いを定めている。本規則に基づき、理事長を委員長とする基金管理委員会、経理部及び挑戦的研究開発プログラム部による体制にて、基金の運用を行った。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

（単位：百万円）

		令和元年度	令和2年度（見込み）
前年度末基金残高(a)		80,000	81,332
収入	国からの資金交付額	1,600	1,600
	運用収入	70	146
	その他	—	—
	合計(b)	1,670	1,746
支出	事業費	334	17,596
	管理費	4	4
	合計(c)	338	17,600
国庫返納額(d)		—	—
当年度末基金残高(a+b-c-d)		81,332	65,478
（うち国費相当額）		(81,332)	(65,478)

4. 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

	令和元年度
実施決定件数（単位：件）	—
実施決定額（単位：百万円）	—

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和元年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

（令和元年度末基金残高）÷（令和2年度以降業務に必要となる額）

6. 研究開発事業の目標に対する達成度

ムーンショット型研究開発制度においては、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進することとされている。この研究開発の推進に向けて、機構は適切な評価体制を構築した上でプロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）を公募・選定し、選定後はPMの研究開発計画立案の支援、また研究開発実施期間中はPM活動支援等、研究開発の支援を実施する。更に、定期的な研究開発プログラムの進捗状況の把握に努めるとともに、中間評価・終了時評価を通じて、効果的な事業運営を実施していく。

令和元年度は、内閣府の「ムーンショット型研究開発制度に係るビジョナリー会議」

(以下「ビジョナリー会議」という。)に出席し、平成31年3月から計4回ムーンショット目標の策定に向けた議論を行った。また、令和元年7月のビジョナリー会議において、目指すべき未来像及び25のムーンショット目標例並びに目標策定の進め方が提示されたことを踏まえ、専門家のヒアリング、令和元年12月の「ムーンショット国際シンポジウム」の5つの分科会の企画及び分科会の議論の基礎となる「Initiative Report」の作成等を進めるとともに、国際シンポジウムの実施運営を行い、ムーンショット目標案の具体化に貢献した。さらに、令和2年1月の総合科学技術・イノベーション会議において決定したムーンショット目標及び文部科学省が定めた研究開発構想を踏まえ、「2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現」、「2050年までに、超早期に疾患の予測・予防をすることができる社会を実現」、「2050年までに、AIとロボットの共進化により、自ら学習・行動し人と共生するロボットを実現」及び「2050年までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータを実現」のムーンショット目標に対する、各プログラムディレクターを任命し、PMの公募を開始するなど、着実に事業運営を実施した。